

放射線審議会の意見具申の補足事項（眼の近傍での線量測定・評価に係る事項※）
 に対して通達等で対応するとしていた関係省庁の対応状況

152-4-1

令和3年2月26日
 放射線審議会事務局

<p>医療法及び臨床検査技師法関係 （眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る 具体的事項等について 令和2年10月27日医政 局長通知）</p>	<p>労働安全衛生法関係 （電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等 の施行等について 令和2年10月27日労働基準局 長通達）</p>	<p>船員法関係 （船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 等の施行等について 令和2年11月17日海事局船員 政策課長通達）</p>
<p>第1 眼の水晶体に受ける等価線量算定のための測定</p> <p>2 新規第30条の18第2項第2号では、外部被ばくによる線量の測定は同号に規定する部位（以下「法定部位」という。）に放射線測定器を装着して行うこととしている。一方、<u>防護眼鏡その他の放射線を遮蔽して眼の等価線量を低減する効果がある個人用防護具（以下「防護眼鏡等」という。）を使用している場合には、法定部位に加えて、防護眼鏡の内側に放射線測定器を装着し測定する等、防護眼鏡等で低減された眼の等価線量を正確に算定するために適切な測定が行える部位に放射線測定器を装着し測定した結果に基づき算定した線量を眼の等価線量としても差し支えないこと。</u></p>	<p>第2 細部事項 3 新電離則第9条関係</p> <p>（2）新電離則第8条第3項では、外部被ばくによる線量の測定は同項各号に掲げる部位（以下「法定の部位」という。）に放射線測定器を装着して行うこととしている。一方、<u>防護眼鏡その他の放射線を遮蔽して眼の水晶体に受ける等価線量を低減する効果がある個人用防護具（以下「防護眼鏡等」という。）を使用している場合には、法定の部位に装着した放射線測定器による測定だけでは、必ずしも眼の水晶体に受ける等価線量を正確に算定することができない。</u> <u>このような場合には、法定の部位に加えて、防護眼鏡等によって受ける等価線量が低減されている状態の眼の水晶体の等価線量を正確に算定するために適切な測定が行える部位に放射線測定器を装着し、当該放射線測定器による測定の結果に基づき算定した線量を第9条第2項第5号の記録及び保存すべき眼の水晶体の等価線量としても差し支えないこと。</u></p>	<p>第2 細部事項 3 新船員電離則第13条関係</p> <p>（2）船員電離則第12条第3項では、外部被ばくによる線量の測定は同項各号に掲げる部位（以下「法定の部位」という。）にフィルムバッジ、ポケット線量計等の放射線測定器を装着させて行うこととしている。一方、<u>防護眼鏡その他の放射線を遮蔽して眼の水晶体に受ける等価線量を低減する効果がある個人用防護具（以下「防護眼鏡等」という。）を使用している場合には、法定の部位に装着した放射線測定器による測定だけでは、必ずしも眼の水晶体に受ける等価線量を正確に算出することができない。</u> <u>このような場合には、法定の部位に加えて、防護眼鏡等によって受ける等価線量が低減されている状態の眼の水晶体の等価線量を正確に算出するために適切な測定が行える部位に放射線測定器を装着し、当該放射線測定器による測定の結果に基づき算出した線量を新船員電離則第13条第2項第3号の確認及び記録すべき眼の水晶体の等価線量としても差し支えないこと。</u></p>

（※）事業者等にとって水晶体の等価線量を正確に算定することが必要となると見込まれる場合には、現行法令で義務付けられている装着位置に加え、「眼の近傍」で測定した結果を用いて眼の水晶体の等価線量を算定する。